



『民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年』

みんなで作ろう！ ひょうごの福祉



～これからも、民生委員・児童委員と社協は、
「支え合い社会」の実現に向けて協働していきます～

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会



100周年を迎えた民生委員制度

民生委員制度の起源は、人々の防貧を目指し、大正6年に、岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まります。翌年、大阪府で創設された「方面委員制度」が全国に広がり、戦後、民生委員制度と改められて、平成29年に100周年の節目を迎えました。

この間、時代とともに地域社会の姿は変容し、私たちが直面する生活課題もさまざまに変化してきていますが、いつの時代にあっても、民生委員・児童委員（以下「民生委員」）は「良き隣人」として住民に寄り添い、身近な相談相手となっています。民生委員の先達の実践が、人々の信頼を得て地域社会に根付き、今では民生委員制度はわが国が誇るべき財産となっています。

民生委員は、民生委員法に基づき設置されます。現在は、全国で23万人を超え、委員一人あたり年間166回を超える訪問活動等に取り組んでいます（図表1）。兵庫県内では平成29年4月1日時点で9,887人が活動しています。

県独自の取組みとしては、平成2年に「ひょうごたすけあい運動」の一環として、民生委員を2名の「民生・児童協力委員（※）」が補佐する制度が始まり、安否確認や友愛訪問など、地域における福祉協力体制の充実が図られています。

※県内の中核市は、中核市移行後も同制度を継続しており、政令指定都市である神戸市は「民生委員支援員制度」を実施している。

図表1 民生委員の活動件数（平成27年度）

活動の種類	数 (年間1人あたり)
活動日数	131.4日
訪問活動	166.2回
相談・支援	27.6回
調査・実態把握	23.4回
行事・会議への参加協力	39.7回
地域福祉活動・自主活動	39.7回
その他の活動	117.1回
連絡・調整回数	71.2回
状況確認（証明事務）	1.7回

（福祉行政報告例より）

民生委員とともに地域福祉の礎を築いた社協

昭和26年に制定された社会福祉事業法（現・社会福祉法）によって社会福祉協議会（以下「社協」）が設立され、当時の厚生省等の助言により、「民生委員は社協を構成する有力な福祉団体としての活動を期す」という方向づけがなされました。

県内では、兵庫県・神戸市の民生委員連合会が中心的役割を果たし、昭和26年に兵庫県社協が設立され（神戸市社協も同年設立）、各市町の民児協も市町社協の結成に大きな力を発揮するとともに、子ども会や老人会の結成、歳末愛の持寄り運動、共同募金運動の推進などの自主活動をすすめて、社協の礎を築きました。

昭和30年に世帯更生資金貸付制度（現・生活福祉資金貸付制度）が創設されましたが、その背景には「民生委員一人一世帯更生運動」の全国的な展開があります。

民生委員は低所得世帯等の自立に向け、社協への意見書提出や世帯状況確認など、世帯に寄り添った関わりを続けてきました。

また、民生委員は、社協の「心配ごと相談所」の相談員になったり、民児協と社協が協働して「孤独死老人ゼロ運動」を展開し、社協の在宅福祉サービスの充実を支えてきました。

民生委員と社協は、一緒に地域福祉を推進しています！

これまで民生委員と社協は、二人三脚で地域福祉をすすめてきましたが、昨今、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。一つは、血縁・地縁・社縁といった支え合いの機能が低下し、つながりの希薄化という「地域社会の変化」です。

もう一つは、社会的孤立等を背景とした住民等が抱える課題の複雑化・多様化という「課題の変化」です。さらに、これまでの福祉は、高齢や障害といった対象を限定していましたが、今は誰をも対象とするという、「行政施策や福祉制度の変化」も挙げられます。

平成29年7月に東京都内で開催された「民生委員制度創設100周年記念 全国民生委員児童委員大会」では、右記の大会宣言とともに、これからの活動スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」が決定しました。

民生委員には、`よき隣人、として地域を見守り、住民の身近な相談役として地域の力を高めていくことが期待されています。

民生委員制度創設100周年記念 全国民生委員児童委員大会 大会宣言（抜粋）

1. 「民生委員児童委員信条」を胸に、常に地域住民の立場に立った活動を行います
1. 地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域の力を高めるために取り組みます
1. さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために、幅広い関係者、関係機関との連携・協働を一層進めます
1. 我が国の未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育てを応援する地域づくりに取り組みます
1. 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくため、住民にとってより身近な存在となるよう周知活動に取り組み、その理解を広げます

図表2 民生委員と社協の主な活動

年	民生委員活動全般	社協における関連活動等
昭和21年	・民生委員令交付（10月1日施行） ・全日本方面委員連盟から全日本民生委員連盟に改称	
昭和22年	・第1回共同募金運動実施 ・児童福祉法制定、民生委員が児童委員に充てられる	
昭和23年	・民生委員法公布・施行	
昭和26年	・「民生委員信条」制定	・全日本民生委員連盟、同胞援護会、日本社会事業協会の合併に伴い中央社会福祉協議会（現・全国社会福祉協議会）結成
昭和27年	・全国民生委員児童委員大会にて「民生委員一人一世帯更生運動」の決議	・全社協民生事業委員会が「世帯更生運動実施に関する基本事項」を作成し、全国的な運動展開に
昭和30年	・世帯更生資金貸付制度創設	
昭和32年		・「世帯更生運動推進方策」策定、対象世帯の発見と把握方策として社協が中心となって、総合生活相談所を開設すること等が掲げられた
昭和35年	・心配ごと相談事業に国庫補助決定、「心配ごと相談所運営要綱」「運営要領」策定される	
昭和36年	・世帯更生運動を「しあわせを高める運動」に改称	
昭和43年	・民生委員による社会福祉モニター調査「ねたきり老人の実態」発表	
昭和48年	・「孤独死老人ゼロ運動」の推進	・「孤独死老人ゼロ運動」では、地区社協を推進母体として位置づけ全国展開
平成6年	・主任児童委員制度創設	
平成12年	・民生委員法改正	
平成19年	・「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を全国展開	
平成29年	・民生委員制度創設100周年 ・児童委員制度創設70周年	

・全国社会福祉協議会「NORMA 社協情報 2017年4～5月号」、3頁の図表2をもとに、一部改変

兵庫県内での100周年を記念した取組み

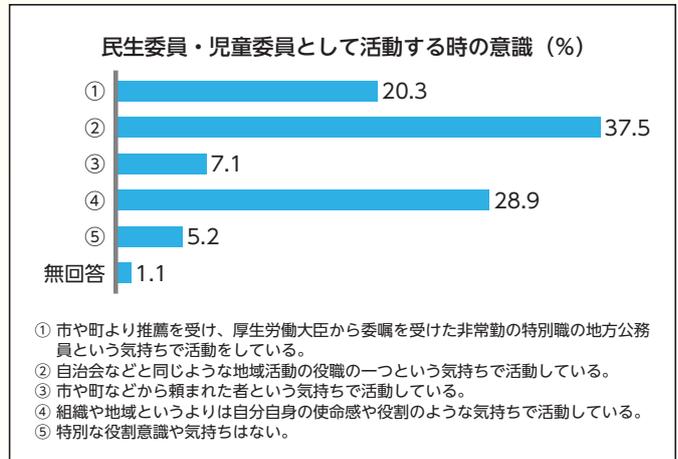
県内では、民生委員制度創設100周年記念事業として、記念大会の開催や100周年記念誌の発行のほか、平成28年度に民生委員・児童委員を対象に実施された「全県モニター調査」の結果も公表されました。この調査は、災害時要援護者支援の取組み強化に向けて実施されたもので、ポイントを紹介します。

「民生委員として活動するときに、どのような気持ちで活動していますか」という問いで、最も多かったのは「自治会などと同じような地域活動の役職の一つという気持ちで活動している」で、次いで「組織や地域というよりは自分自身の使命感や役割のような気持ちで活動している」が多くなっています（図表3）。

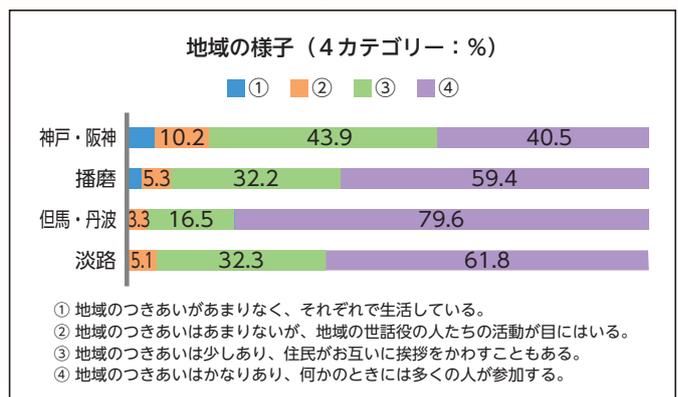
次に、民生委員の住んでいる「地域の様子」で、「地域のつきあいはかなりあり、何かのときには多くの人が参加する」との回答が最も多かったのは但馬・丹波（79.6%）、次いで淡路（61.8%）、播磨（59.4%）で都市部の比率が低く、地域ごとの特性が表れています（図表4）。

平成7年の阪神・淡路大震災の際には、民生委員は、関係機関と連携して、要援護者の見守り・居場所づくりに奔走し、生活復興を支えてきました。災害時の民生委員の役割としては、本人と家族の安全確保を第一としながらも、災害時要援護者への支援が中心となりますが、平時から小地域単位で自治会や行政・社協・専門機関と連携し、研修・訓練などで備えておく必要があります。

図表3



図表4



図表5 災害時の民生委員の役割に関する調査結果（抜粋）

項目	回答概要
1. 災害時に求められている役割や対応についての理解	「具体的に把握している」委員は21.9%にとどまるが、「日頃の活動や地域の防災訓練などを通して把握している」委員が68.0%を占め、災害時の民生委員・児童委員としての役割や対応は各委員に概ね把握されている。
2. 災害時にも活動を求められていることについての意識	「災害時にも活動を求められることはやむをえない」が60.2%、「災害時にも積極的に活動をすべきである」が27.9%であり、9割弱の委員が災害時に活動を求められることについて理解している。
3. 大規模災害時に民生委員・児童委員としてすべき活動（複数回答）	「地域の協力者と連携した災害時要援護者の安否確認」（84.8%）や「自治会や民児協など地域組織の役員との電話等での情報交換」（67.4%）が特に多く、地域と連携を図りながら活動すべきとの意識が高い。
4. 災害に備えて普段から行っている活動	「現在活動している」または「活動したことがある」と回答のあった活動は、「要援護者宅の訪問・見守り」（72.1%）、「地域防災訓練」（68.3%）が多く、「福祉避難所の位置確認及び訓練」（25.7%）、「名前等の携帯カード（あんしんカード等）」（30.2%）は少ない。

※「災害に備えた民生委員・児童委員活動に関する調査」報告書は、兵庫県および神戸市ホームページに掲載されています。

「支え合い社会」の実現に向けた、これからの取り組み

国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた本部を立ち上げ、「我が事・丸ごと」の地域づくりの展開に向けた最終取りまとめを公表しました。国が一律の仕組みですすめるのではなく、地域の特性に応じ、住民が主体的に活動をすすめる、住民だけで解決が難しいことは、行政、社協、専門機関が受け止める仕組みづくりが求められます。

民生委員は、それぞれの時代において主な役割も変容してきましたが、改めて原点を確認し、住民の身近な相談役・アンテナ役として、必要な支援につなぐ役割を担うことが期待されます。

民生委員と社協の協働の活動事例

今日、社会的な問題となっている虐待や暴力、ホームレスなどをはじめ、孤立や引きこもりといった、公的な制度等では、解決が困難な生活・福祉課題の発見とそれらへの対応・支援が求められています。

民生委員は、これまで地域住民が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめる役割を果たしてきました。

県内では、見守り活動をはじめ、ふれあいサロンやコミュニティカフェなどのような「場」づくり、地域における子育て支援活動も活発になっており、民生委員と社協が協働した取り組みとしても広がっています。地域福祉を推進するという共通目標に向かって、地域住民・ボランティア等との橋渡しや、活動の担い手として長年にわたり大きな役割を果たしています。

地域ぐるみでの見守り活動（加古川市）

加古川市では毎年、市民児連と市社協が協働で「地域ぐるみの見守り世帯調査」を実施しています。対象は、介護、認知症、児童、低所得や災害時避難等に関する課題を抱える世帯等で、民生委員が日々の活動で気になる世帯を把握し、必要に応じて、専門職につなげています。民生委員の調査活動が、見守り活動のベースになっています。

一方、市社協では、住民同士が支え合う仕組みづくりを目指して「小地域福祉活動モデル地区指定事業」を実施し、町内会単位で、町内会役員、民生委員等で「ささえあい連絡会」を結成し、地域の生活・福祉課題の発見と課題解決に向けた話し合いを行っています。

寺田町内会では、町内会長と民生委員の連名で住民にアンケートを実施した結果、民生委員を中心に実施してきた見守り活動を、地域ぐるみで行う必要があることを確認し、地域のふれあいいいききサロンや防犯・防災活動、住民交流活動などの実施も提案してきました。

市社協では、民生委員活動をバックアップする仕組みとして、社協職員の地区担当制を導入し、民生委員の調査によって把握されたケースへの支援、モデル地区と連携した支え合い活動を展開しています。



災害時を想定した要援護者支援（豊岡市）

豊岡市では、台風で大きな被害を受けたことをきっかけに、「自分の命は自分で守る」をスローガンに掲げ、行政や社協の働きかけにより、各地区で自主防災会が設立されています。

豊岡地区の自主防災会では、災害図上訓練や防災訓練等に地区内全ての民生委員が参加しています。災害図上訓練では、地区の防災マップと市社協作成の福祉マップを併用し、要援護世帯の確認や危険箇所の把握等を行っています。また、災害対応マニュアルを作成し、災害時の自主防災組織の役割を明確化しており、民生委員は主に要援護者に避難の呼びかけや、避難所での受入態勢の準備を担います。

この活動で、災害時には普段の関わりがいかにかが民生委員の中で改めて確認され、日々の活動への意識が高まっています。



地域での民児協と地区社協との連携（尼崎市）

尼崎市大庄地区で、老老介護の事件や孤独死といった出来事が相次いだことから、市社協大庄支部では、民生委員・老人クラブなどが見守り活動で連携できるような研修会を開催するとともに、地区ごとに集まる場を設けました。

共に研修を受け、グループで意見を交換することで、大庄支部の全ての地区で見守り活動が実施されるようになりました。中には、見守り活動から、生活支援を行う団体ができたり、住民同士で避難訓練をする地区もあります。

民生委員と社協が連携することで、活動の隙間を埋めることができ、結果的に重層的に見守る仕組みができました。民生委員活動も訪問に留まらず、見守り活動から社協のサロン活動やボランティアセンターにつながるなど、活動に広がりが出てきています。



これからの100年を展望した、地域福祉の推進に向けて

これからの地域福祉は、一部の住民や団体・機関だけですすめるのではなく、人口減少等に伴う過疎化等の影響もあり、福祉関係者だけではなく、多様な主体が参画した「まちづくり」とともにすすめることが求められます。

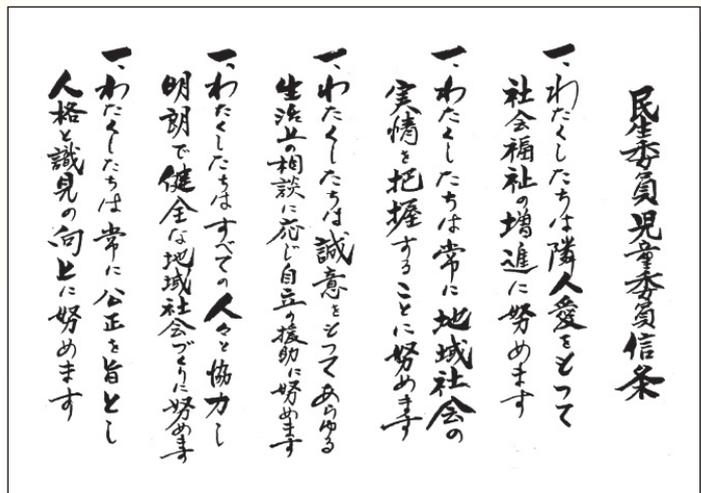
このような中、県内の社会福祉法人では、市区町域で「ほっとかへんネット」と呼ばれる「社会福祉法人連絡協議会」を設置し、地域での総合相談、就労支援・農福連携、子ども食堂、福祉避難所などの取組みに着手しているところがあります。これらの地域では、これまで以上に民生委員と協働する場面も増えてくることで

しょう。

地域福祉を推進する中核的な役割を果たす社協では、次のような取組み・事業をすすめています（図表6）。

いずれの事業も、「民生委員児童委員信条」を胸に、常に地域住民の立場に立った活動を行う民生委員と協働しなければすすめられない事業ばかりです。

“支え合い社会”の実現に向け、着実な一歩を踏み出していきましょう。



図表6 市町社協の主な取組み

項 目	社協における関連活動等
計画策定・調査活動の推進	市町社協では、調査活動により地域の福祉課題を把握し、その地域が目指す福祉目標の実現に向け、「市町社協地域福祉推進計画」を策定しています。また、社会福祉法に基づく行政計画である「市町地域福祉計画」の策定にあたっては、民生委員の積極的な参画が期待されています。
小地域福祉活動・当事者組織（化）支援活動	住民や当事者を主体としたまちづくりをめざし、福祉委員の設置や小地域を単位とした福祉推進組織の組織化、ひとり暮らし高齢者の会、介護者家族の会などの組織化支援活動をすすめています。
ボランティア・市民活動の推進、福祉学習	市町社協では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア・市民活動を支援しています。また、地域・学校では、協力校を指定したり、福祉体験等の実践もすすめています。
相談・ネットワーク化活動	市町社協では、民生委員と協力した「心配ごと相談所」の相談窓口の開設や介護・福祉機器の斡旋や貸出事業等も実施しています。また、地域ケア会議等にも参画し、関係機関のネットワーク化もすすめています。
在宅福祉サービスの実施	市町社協では、民生委員やボランティア等の協力を得ながら、各種在宅福祉サービスを実施しています。介護保険事業や市町からの委託事業、ふれあいいきいきサロンやミニデイサービス、食事・移送サービス等も実施しています。
生活福祉資金貸付事業の実施	低所得世帯等に資金の貸付と援助指導を行うことにより、生活の向上・安定を図ることを目的として実施しています。
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の実施	判断能力に不安のある在宅の高齢者・障害者等に対して、福祉サービスの利用に関する相談・援助を行い、金銭管理等の援助も一体的に行います。

あなたのまちの社会福祉協議会

市区町社会福祉協議会	所在地	電話
神戸市社会福祉協議会	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内	(078) 271-5314
東灘区社会福祉協議会	神戸市東灘区住吉東町5-2-1 東灘区役所内	(078) 841-4131
灘区社会福祉協議会	神戸市灘区桜口町4-2-1 灘区役所内	(078) 843-7001
中央区社会福祉協議会	神戸市中央区雲井通5-1-1 中央区役所内	(078) 232-4411
兵庫区社会福祉協議会	神戸市兵庫区荒田町1-21-1 兵庫区役所内	(078) 511-2111
北区社会福祉協議会	神戸市北区鈴蘭台西町1-25-1 北区役所内	(078) 593-1111
長田区社会福祉協議会	神戸市長田区北町3-4-3 長田区役所内	(078) 511-4277
須磨区社会福祉協議会	神戸市須磨区大黒町4-1-1 須磨区総合庁舎内	(078) 731-4341
垂水区社会福祉協議会	神戸市垂水区日向1-5-1 垂水区役所内	(078) 708-5151
西区社会福祉協議会	神戸市西区玉津町小山字川端180-3 西区役所内	(078) 929-0001
姫路市社会福祉協議会	姫路市飾磨区野田町127 高田姫路南ビル7階 (工事中の仮事務所)	(079) 222-4212
尼崎市社会福祉協議会	尼崎市東大物町1-1-2 尼崎市社協会館	(06) 6489-3550
明石市社会福祉協議会	明石市貴崎1-5-13 明石市立総合福祉センター内	(078) 924-9105
西宮市社会福祉協議会	西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内	(0798) 34-3363
洲本市社会福祉協議会	洲本市山手2-2-26 洲本市総合福祉会館 (やまて会館) 内	(0799) 26-0022
芦屋市社会福祉協議会	芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター内	(0797) 32-7530
伊丹市社会福祉協議会	伊丹市広畑3-1 伊丹市立地域福祉総合センター内	(072) 779-8512
相生市社会福祉協議会	相生市旭1-6-28 相生市立総合福祉会館内	(0791) 23-2666
豊岡市社会福祉協議会	豊岡市城南町23-6 豊岡健康福祉センター内	(0796) 23-2573
加古川市社会福祉協議会	加古川市加古川町寺家町177-12 加古川市総合福祉会館内	(079) 424-4318
赤穂市社会福祉協議会	赤穂市中広267 赤穂市総合福祉会館内	(0791) 42-1397
西脇市社会福祉協議会	西脇市和布町277-1 西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内	(0795) 22-5400
宝塚市社会福祉協議会	宝塚市安倉西2-1-1 宝塚市総合福祉センター内	(0797) 86-5000
三木市社会福祉協議会	三木市大塚1-6-40 三木市総合保健福祉センター2F	(0794) 82-4043
高砂市社会福祉協議会	高砂市高砂町松波町440-35 高砂市ユアアイ福祉交流センター内	(079) 443-3720
川西市社会福祉協議会	川西市火打1-1-7 ふれあいプラザ内	(072) 759-5200
小野市社会福祉協議会	小野市王子町801 小野市福祉総合支援センター内	(0794) 63-2575
三田市社会福祉協議会	三田市川除675 三田市総合福祉保健センター内	(079) 559-5940
加西市社会福祉協議会	加西市北条町古坂1072-14 加西市健康福祉会館内	(0790) 42-8888
篠山市社会福祉協議会	篠山市網掛301 篠山市立丹南健康福祉センター内	(079) 590-1112
養父市社会福祉協議会	養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」	(079) 662-0160
丹波市社会福祉協議会	丹波市氷上町常楽209-1 氷上健康福祉センター内	(0795) 82-4631
南あわじ市社会福祉協議会	南あわじ市広田広田1064 南あわじ市緑庁舎2F	(0799) 44-3007
朝来市社会福祉協議会	朝来市新井73-1 朝来市朝来庁舎1階	(079) 677-2702
淡路市社会福祉協議会	淡路市志筑3119-1 津名保健センター	(0799) 62-5214
宍粟市社会福祉協議会	宍粟市一宮町閨賀300	(0790) 72-8787
加東市社会福祉協議会	加東市社26 加東市社福祉センター内	(0795) 42-2006
たつの市社会福祉協議会	たつの市龍野町富永410-2 たつの市はつらつセンター内	(0791) 63-5106
猪名川町社会福祉協議会	川辺郡猪名川町北田原字南山14-2 猪名川町総合福祉センター内	(072) 766-1200
多可町社会福祉協議会	多可郡多可町中区靴屋434-11	(0795) 32-3425
稲美町社会福祉協議会	加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター内	(079) 492-8668
播磨町社会福祉協議会	加古郡播磨町南大中1-8-41 播磨町福祉しあわせセンター内	(079) 435-1712
市川町社会福祉協議会	神崎郡市川町甘地323-1	(0790) 26-1988
福崎町社会福祉協議会	神崎郡福崎町西治474-6	(0790) 23-0300
神河町社会福祉協議会	神崎郡神河町栗賀町630 神崎支庁舎内	(0790) 32-2303
太子町社会福祉協議会	揖保郡太子町老原102-1	(079) 276-4111
上郡町社会福祉協議会	赤穂郡上郡町上郡500-5	(0791) 52-2910
佐用町社会福祉協議会	佐用郡佐用町東徳久1946 南光地域福祉センター内	(0790) 78-1212
香美町社会福祉協議会	美方郡香美町香住区森31-1 香住地域福祉センター内	(0796) 39-2050
新温泉町社会福祉協議会	美方郡新温泉町湯1019	(0796) 99-2488